令和３年　第８回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第１号	1	農地法第３条による許可申請について	R3.8.2	許可
議案第２号	1	農地法第４条による許可申請について	R3.8.2	承認（進達）
議案第３号	1	農地法第５条による許可申請について	R3.8.2	承認（進達）
	2	農地法第５条による許可申請について	R3.8.2	承認（進達）
	3	農地法第５条による許可申請について	R3.8.2	承認（進達）
議案第４号	1	非農地証明願いについて	R3.7.1	許可

令和３年　　第８回農業委員会総会議事録

１・会議名　　有田町農業委員会　第８回総会
２・日　時　　令和３年８月２日（月）　　午後１５時００分～１５時５３分
３・場　所　　有田町庁舎３階　第４・５会議室
４・付議事項

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について　１件
　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について　１件
　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について　３件
　　議案第４号　非農地証明願いについて　１件

その他　　農地利用状況調査について

５・出席者
農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	久保田　保幸	4	○	松永　淳一郎	7	○	田代　美由紀
2	×	田代　修一	5	○	大串　勝美	8（副会長）	○	岩永　嘉之
3	○	古川　法秋	6	○	前田　崇文	9（会　長）	○	藤　　俊信

最適化推進委員

草野　正雄	福田　美登志	池田　俊彦	藤井　和義
岩永　敏郎	藤　　一郎	石橋　哲徳	岸川　マサヨ

農業委員会事務局　　井筒克己　　永尾由美子　　前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので只今から令和３年第８回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。非常に暑い３５度を超える日が何日も続いております。昨日と一昨日と雨が降ったおかげで何とか急場を凌いだように思われます。田んぼが白く枯れて稲がちじみかけたところがあるようで、我々の集落でもそういう事がございました。役員会を実施しなければと言った矢先に雨が降り恵の雨でした。
本日、多くの案件を審議することになりますので、最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は９名中８名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第３条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長にお願いいたします。

○議　長（会長）

日程第１議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、１番（久保田保幸）、３番（古川法秋）委員にお願いします。
日程第２議案第１号農地法第３条規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書Ｐ１をお開き下さい。Ｐ２に位置図、Ｐ３に航空写真を添付しております。
～資料の読み上げ～
先月の総会にて「空家に付随する農地としての指定」をしていただいた案件で、３条申請の準備が整いましたので、裁判所から指定を受けられた財産管理人さんによる手続きとなります。許可が下りた場合は、空き物件等を含め権利移動の手続きに入られる予定です。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○７番委員

申請地は○○○地区です。先月も出た案件となりますので、場所は渇愛させていただきます。宅地の裏にあります農地にはみかんや柿の木が植わっていて山林に続いたようなかたちの農地になりますが家のすぐ裏にあり、空き家に付随する農地として申請されますのでしっかり管理していただければ問題ないかと思われます。

○議長（会長）

今回の申請は、亡がついています。このところを事務局説明してください。

○事務局

不動産等の所有者さんがお亡くなりになられた際に相続人がいらっしゃらない場合には、民法でその財産が法人となります。相続人が不明または不存在の場合には、法人を成立させ、財産の管理人を選任して、その法人の代理権を与えることで相続財産の管理をされる事となります。今回のケースは、相続人が亡くなられて法定相続人が全て財産放棄されましたので、相続人がない財産法人として成立しております。なので、登記も亡何々財産として上がっていることになります。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

実際的な活用方法は。

○事務局

司法書士さんと話をした内容でいけば、新しく買われる方はご親族ではあられますが、農家ではないという事です。家の裏でもあるので現状の維持。法面の所に果樹を植えられている状況で、ほとんど家庭菜園といった感じで維持されると聞いています。

○最適化推進委員

問題なく管理されていくという事ですね。

○事務局

少なくとも３年間はですね。本人さんからの誓約書も提出して頂いています。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第１号農地法第３条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により許可されました。
続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ４が申請内容で、Ｐ５に位置図、Ｐ６に航空写真、Ｐ７からが資料となります。
～資料の読み上げ～
農業用倉庫が不足されているという事からの申請です。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○７番委員

申請地は○○○地区です。○○○公民館から１３５メートルほど行った家屋が立ち並んだところになります。５ページの地図を見てもわかりますが、住宅地の家のすぐ後ろの畑という事で活用もしにくいような場所・面積でもありますし、今回はさらに農業を頑張るために倉庫等を建設するという申請で、有効に使って頂くために特に問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第２号農地法第４条の規定による申請１番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による申請１番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ９が申請内容で、Ｐ１０に位置図、Ｐ１１・１２に航空写真、Ｐ１３が資料となります。
～資料の読み上げ～
譲渡人は町外在住で、土地の処分を以前から隣接所有者である○○○の○○○さんに相談されていました。
○○○さんの息子さんが、○○○地区で○○○を経営されており敷地内に車両置場が不足している事もあり、今回の申請となっています。
宅地を含めての計画となっています。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○７番委員

申請地は○○○地区です。○○○から少し○○○寄りで、信号機の傍が申請地にあります。今回、同時利用地として宅地があり、そこに隣接する畑が今回の申請地となりますので、特に問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第５号申請１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による申請２番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１４が申請内容で、Ｐ１５に位置図、Ｐ６に航空写真を添付しています。
～資料の読み上げ～
家庭菜園として利用される事から申請されます。
農地を農地以外の目的での使用と権利移転を伴う申請が５条申請となりますが、地目変更に関しては登記官の判定が農地のままになるのではないかと思われます。

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○１番委員

申請地は○○○地区です。○○○へ行くカーブのところから左へ狭い道を行ったところにありました。事務局も言われましたとおり、家庭菜園は出来るかなという状況にありました。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○５番委員

申請者の○○○さんは○○○の女将さんです。家の傍でもあり問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○最適化推進委員

５条は所有権移転を伴い、農地以外の地目にするという事かと。この場合、申請が必要なものか。

○事務局

通常、農地を求める場合は３条となりますが、譲受人は農家で無い事から３条で求める事は出来ません。今回の申請は住宅の傍にあり畑の様相をして

いますし、ましてや家庭菜園ですので委員さんが３条ではないので腑に落ちない点は理解できます。家の敷地内に土地がある場合は、固定資産上の評価は宅地の領域です。家庭菜園という目的を、法務局の登記官がどう認定されるかわかりません。申請人は所有権移転を希望されていますので、県の担当者とも話をし、５条転用の目的は家庭菜園として宅地の一部として申請されます。

○最適化推進委員

農業者ではなくても農地を５条で買えるの。

○事務局

農業委員会が言う家庭菜園と言った土地は、農地ではなく宅地になりますので買えます。

○１番委員

距離が離れていたら家庭菜園とは言いにくいよね。

○事務局

そうです。今回の申請は、住宅横です。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第３号申請２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請２番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による申請３番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ１７が申請内容で、Ｐ１８に位置図、Ｐ１９に航空写真、Ｐ２０からが資料となります。
～資料の読み上げ～
住宅建設後に同居されます。宅地を含む計画となっています。

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○１番委員

申請地は○○○です。国道から言いますと、○○○の○○○の縦道を○○○へと向かい、点滅信号から１００メートルほど行った道下の土地になります。現地は、事務局が説明された通りで問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

○○○の農地に関しては私の担当地区になりますので補足説明をさせていただきますと、この農地に関しては以前から相談を受けていた土地です。
面積的に宅地が含まれていて広さもあり、農地はというと狭小で高低差があって進入路がなかったりと耕作しにくい土地でして、宅地を含めての売り先が見つからないと言った現状と聞いていました。今回、農地を含む土地面積にて話がまとまったと聞いてなりよりです。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○４番委員

航空写真上で①と③は接続していますか。

○事務局

北側が町道になっていて、③の西側は階段になっていて①へ降りるようになっています。

○４番委員

道ですか。

○事務局

昔、里道があって隣接はしていません。

○議　長（会長）

払下げ受ける事が出来るよね。

○事務局

測量等を行って頂き払下げの申請をする事は可能です。

他に質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第３号農地法第５条の規定による申請３番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請３番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
続きまして、議案第４号非農地証明願い申請１番について議題といたします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

議案書のＰ２３が申請内容で、Ｐ２４に位置図、Ｐ２５に航空写真、Ｐ２６に現地写真を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議　長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○１番委員

申請地は○○○地区です。役場横の縦道を西へ向かい、○○○前の切南線を２４０メートルほど行った右側が申請地です。
農地転用の許可を受けてある事もあり、問題はないかと思われます。

○議　長（会長）

近くには、上内野法人の機械倉庫があるとこです。
許可後の手続きを怠って年数が経過しているという事になります。
質問のある方は、挙手をもって質問してください。
質問ありませんか。
質問がないようでしたら、採決に移ります。
議案第４号申請１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により申請１番について、許可されました。
以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。
これにて、令和３年第８回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は、９月１日（水）の予定です。

総会　１５時５３分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長　　署　名　　藤　　俊信

署　名　　１番　　久保田　保幸

署　名　　３番　　古川　法秋

書　記　　永尾　由美子